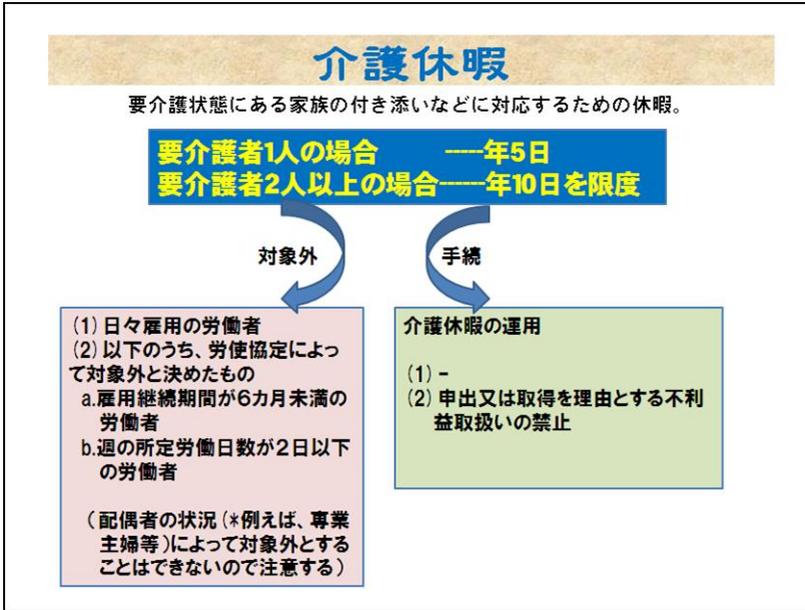


6-8 介護休暇



要介護状態にある対象家族の介護、対象家族の通院等の付き添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の対象家族に必要な世話をを行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができる（法第16条の5 昭和21年改正で導入）。

図表6-9に示すように一定範囲の労働者は対象外となる。

* 「対象家族」とは、配偶者、父母、子、配偶者の父母及び、同居かつ扶養の祖父母・兄弟姉妹・孫です。

介護休暇の申出は、対象家族の氏名等、対象家族が祖父母、兄弟姉妹、孫である場合は同居かつ扶養の事実、休暇を取得する年月日、対象家族が要介護状態にある事実を明らかにして行う（則30条の5）。これに対して、事業主は証明書の提出を求めることができる（則30条の5第2項）。

事業主は、介護休暇の申出あるいは取得を理由として解雇その他不利益な取扱をしてはならない（法第16条の7）。